

「冒険遊び場事業」受託団体募集要項

1 委託事業名

冒険遊び場事業

2 事業の目的

子どもたちの健全な育成を図るため、しつらえた遊びではなく、『自分の責任で自由に遊ぶ』を合言葉に、禁止事項を極力少なくして、子ども自身が自由に遊びを創造することを目的とした冒険遊び場(プレイパーク)を運営するとともに、遊び場をコーディネートするプレイリーダーの養成を委託事業として実施する。

3 用語の定義

(1) 冒険遊び場 (プレイパーク)

遊びを指導し見守る管理者等(プレイリーダーなど)が常駐して遊びの価値を最大限に尊重しながら遊びの環境をつくり、子ども自身が自由に遊びを創造することができる場。

(2) プレイリーダー (プレーリーダー・プレイワーカー)

冒険遊び場の維持管理・整備をし、子どもの主体的な興味、関心を引き出すよう、遊びを見守る人材。

4 事業実施場所

(1) 相模原市中央区弥栄 キャンプ淵野辺留保地内(自然樹林地区)「銀河の森プレイパーク」

(2) その他市長が指定する場所

5 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 開催日程等

(1) 「銀河の森プレイパーク」の開催は、原則毎週日曜日・月曜日・水曜日の午前10時から午後5時とする。

ただし、天候等により開催ができない場合、実施場所の利用状況等により市が開催の危険性を判断した場合及び年末年始はこの限りでない。

(2) その他市長が指定する場所での開催は、受託団体と協議の上、市が指定する。

7 冒険遊び場開催にあたっての留意事項

(1) 「さがみはら子ども応援プラン(第二次相模原市子ども・子育て支援事業

- 計画)」の趣旨を踏まえ事業を実施すること。
- (2) 「相模原市子どもの権利条例（平成 27 年 3 月 23 日条例第 19 号）」を遵守し、子どもの権利の擁護に努めること。
 - (3) 活動計画書を作成し、市の承認を受けること。
 - (4) 活動計画書に基づき事業を実施すること。ただし、活動計画書等の内容を変更することにより事業の効果が向上すると認める場合は、市と協議の上内容を変更することができる。
 - (5) 市及び事業実施場所の管理者から事業実施場所の使用等についての指示があった場合は従うこと。
 - (6) 月に 1 回市が指定する様式にて開園報告書を提出すること。
 - (7) 事故等に対応する適切な賠償責任保険等に加入し、保険証券の写し等保険の内容が分かる書類を市に提出すること。
 - (8) 事業の広報周知に努めること。

8 実施方法

(1) 冒険遊び場の運営

- ア 事業開催中は、プレイリーダー及び運営スタッフを合計 3 名以上配置すること。
- イ 子どもの成長に必要なリスクを適切に管理するとともに、重大事故の原因となる人的・物的なハザードを除去して事故を防止すること。
- ウ 事業開催中は、プレイリーダーを常駐させ、実施区域を明示すること。
- エ 事業開催の前後には、実施区域の安全を確認すること。
- オ 事業開催中は、車両入場等の安全対策、火災等の事故防止、調理時の保健衛生、不審者対応等の安全管理に関して、掲示又は参加者に対し口頭で説明する等、万全の注意を払うこと。
- カ 火気の使用にあたっては、決められた場所において適切な方法で実施すること。
- キ 事業の開催中に事故が発生した場合、応急の処置を講じたのち、事故の状況及び経過について市へ速やかに報告の上、市が指定する様式にて事故等報告書を提出すること。
- ク 遊具等を事業実施場所に継続的に設置する場合は、開催期間以外に第三者の使用ができないように適切な処置をすること。また、開催期間以外の使用ができない旨を明示すること。
- ケ 事業終了後、事業実施場所の原状回復に努めること。
- コ 事業を通じて発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を遵守し責任を持って処分すること。
- サ 災害や、不審者等に対する訓練などを行うこと。

シ 開催期間中は、実施場所において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行わない、若しくは行わせないこと。

ス 利用者の個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、利用者と連絡先のやり取り等を行わないこと。

セ 市、市の設置する相談機関、その他関係機関との連携を図ること。

(2) プレイリーダー養成研修

ア プレイリーダー養成研修を実施し、新たにプレイリーダーを養成するとともに、養成したプレイリーダーの資質向上に努めること。

イ プレイリーダー等のスタッフを対象として、事故の予防、事故対応、障害や発達、アレルギー等に関する講習会等を行うこと。

(3) 出張開催

「銀河の森プレイパーク」以外の市が指定する場所において年間2回以上冒険遊び場を出張開催すること。

原則、「銀河の森プレイパーク」の開園を優先とするが、開園予定日と同日に行う場合は市と協議すること。

なお、場所の選定にあたっては、市に対して必要な具体的な条件、場所等の提案を行い、協議すること。

(4) 冒険遊び場を活かした活動

ア 冒険遊び場の基本となる活動以外に、冒険遊び場を活かした活動を実施すること。

イ 活動実施場所の近隣住民や団体等と協働した事業を年間4回以上実施すること。

9 受託団体の要件

次に掲げる条件を全て満たす者。

(1) 団体において、過去2年以内に、市・国又は地方公共団体を相手とする同種・同規模の契約実績が2回以上あること。

(2) 相模原市から資格停止等の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（暴力団関連企業を含む）、暴力団員その他これらに準ずるもの等に該当する者でないこと。

10 受付期間等

(1) 受付期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月28日（金）まで

(土曜日、日曜日、祝日及び青少年学習センターの休所日を除く)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 受付場所

相模原市立青少年学習センター
(相模原市中央区矢部新町3-15)

11 提出書類

(1) 募集期間内に次の書類を準備の上、受付場所へ持参または郵送で7部提出すること。

- ア 冒険遊び場事業受託申請書(様式1)
- イ 冒険遊び場事業活動計画書(様式2)
- ウ 団体構成員名簿
- エ 定款又は団体規約
- オ 見積書
- カ 活動の年数及び実績が確認できる資料

(2) 提出書類は、A4判縦用紙、横書き両面、左綴じ印刷、文字サイズは、10.5ポイント以上とする。(※ただし、図表等の表現上、不具合がある場合は除く。)

(3) 「冒険遊び場活動事業活動計画書(様式2)」の用紙枚数は、表紙、目次、索引を除き20ページ以内とし、別紙による提出は認めない。

(4) 提出書類の作成にあたっては、本募集要領及び市ホームページに掲載されている「さがみはら子ども応援プラン(第二次相模原市子ども・子育て支援事業計画)」「相模原市子どもの権利条例(平成27年3月23日条例第19号)」の記載を熟読の上作成すること。

(5) 「冒険遊び場活動・プレイリーダー養成活動計画書(様式2)」及び「活動の年数及び実績が確認できる資料」は、団体名等が推定できる記載をしないこと。

12 質疑応答

(1) 事業内容等に質問等がある場合は、令和7年2月17日(月)午後5時までに質問書(様式3)を受付場所に持参、郵送または電子メールにて提出すること。

(2) 質問内容及び回答は、プロポーザル参加者全員に対し、令和7年2月20日(木)午後5時までに電子メールにて送付する。

(3) 締め切りを過ぎた問い合わせには回答しない。

13 契約限度額(消費税含む)

総額4,932,000円以内(予定)

なお、この金額はプロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額で

はない。

14 審査

評価委員会を設置し、提出された書類から冒険遊び場事業またはそれに類する事業の活動実績、プレイリーダー配置や事業計画等の活動の安定性、活動の内容などを審査し、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

(1) 日時・会場

ア 日時

令和7年3月10日(月)午後3時から(詳細な時間は別途個別に指定する。)

イ 会場

相模原市役所 職員会館 4F 会議室1・2

(2) 団体名等が推定できる内容を含まないプレゼンテーションとすること。

(3) スクリーン等に投影する資料(プレゼンテーション用投影資料)を使用することも可能とする。プレゼンテーションに必要な機器(パソコン、スクリーン、プロジェクター)と電源は、本市が準備するが、その他の機器については提案者が用意すること。パソコンの持ち込みは可。

(4) プレゼンテーションの時間は、1者30分以内(準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分)を予定している。

15 委託契約候補業者の選考

委託契約候補業者の選考は、次のとおり定める方法により実施する。

(1) 選考方法

評価委員会がプロポーザル参加者の提出した「冒険遊び事業活動計画書(様式2)」、「団体構成員名簿」、「見積書」、「活動の年数及び実績が確認できる資料」及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容の審査、評価を行い、その合計点の最も高い者を委託契約候補業者として選考する。また、合計点が2番目に高い者を、原則として次点とする。

(2) 配点

400点満点とし、評価項目、配点については次のとおりとする。

評価項目	配点
活動の実績(冒険遊び場事業及びそれに準じる業務実績等)	60点
活動の方針(取り組みの目的、活動方針)	80点
危機管理(火気の使用、スタッフ体制、災害や不審者対策の訓練、不審者発生時及び事故発生時の対応、活動の留意点等)	60点
プレイリーダーの確保・養成(プレイリーダー養成のための活動)	80点
活動内容(基本的な活動、冒険遊び場を活かした活動)	60点

地域・団体等との協働（地域・団体との協働事業）	40点
事業の広報（広報・周知の方針）	20点
合計	400点

(3) 最低点について

最低点は240点とする。

(4) 選考結果について

選考結果は、全ての参加者へ通知し、市ホームページで公表する。

16 契約

(1) 受託契約候補業者は、速やかに契約内容（仕様・価格等）について市と協議を行い、市との契約手続きを経て受託事業者となる。

(2) 受託契約候補業者は、市が指示する必要書類を揃え、令和7年度予算確定後速やかに契約を締結すること。

(3) 受託契約候補業者が辞退等により契約締結ができない場合は、次点の者を委託契約候補者とする。

(4) 委託期間の初日までに事業に係る予算の議決がなされないときは、契約を締結しない。

以上